



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

## NEWSLETTER

### 「政府が審査承認する投資プロジェクト目録（2013年版）」の 外商投資プロジェクト管理に関する政策変化の解説

中国政府ウェブサイトにおいて2013年12月13日に発布された情報によると、投資体制改革及び行政審査認可制度改革を更に深化させ、「政府機構の簡素化・権限の地方行政部門等への委譲」を強化し、政府の投資管理職能を適切に転換し、資源配置において市場が決定的な役割を果たし、企業投資の主体的な地位を確立するため、国務院は、「政府が審査承認する投資プロジェクト目録（2013年版）」（以下「新目録」という。）を公布しました。

世民律師事務所は、1999年に設立されたパートナーによる弁護士事務所であり、日本国内、中国国内の日系企業及びその他外資系企業に対して広範囲にわたる法律サービスを提供する総合法律サービス機構で、涉外法律サービスを中心に、経験を絶えず積み、お客様に全方位的な法律サービスを提供しています。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail : [info@shiminlaw.com](mailto:info@shiminlaw.com)

上海 +86-21-6882-5007

北京 +86-10-5811-6181

広州 +86-20-3825-1500

大連 +86-411-3960-8570

東京 +81-3-5575-2537

ニューヨーク +1-646-254-6388

フィラデルフィア +1-267-519-8196

## 【政策変化の背景】

2004年に「投資体制改革に関する国务院の決定」が發布されてから、社会経済環境、市場条件等の客観的な環境に大きな変化が生じ、これらの変化及び現在政府が提唱している「政府機構の簡素化・権限の地方行政部門等への委譲」の管理理念に対応するため、国务院は、2013年版新目録を發布しました。また新目録の發布は、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（中国語：十八届三中全会）で提出された「企業投資プロジェクトは、国の安全と生態の安全に関係し、全国の重大な生産力の配置、戦略的な資源開発及び重大な公共利益等のプロジェクトにかかわるものを除き、一律に企業が法律及び法規により自主的に方策を決定し、政府は今後審査認可を行わない。」という会議精神を実現するための重要な措置でもあります。

## 【政策変化の概要】

外商投資プロジェクトについて新目録を2004年に国务院が公布した「政府が審査承認する投資プロジェクト目録（2004年版）」（以下「旧目録」という。）と比較してみると、外商投資分野において一律に実行されていた審査承認制が、状況に応じて審査承認制又は届出制を実行することに変更されています。外商投資プロジェクトについては、参入許可前の国民待遇とネガティブリストの管理スキームに従い、制限類プロジェクト、中国側の持分支配（中国側の相対的な持分支配を含む。）が要求される奨励類プロジェクトの審査承認が保留され、その他のプロジェクトについては内資プロジェクトの統一規定に従い、それぞれ審査承認制又は届出制を実行します。

## 【政策変化の対比】

外商投資プロジェクト管理に関する新旧目録の区別については、下記の表をご参照ください。

<p style="text-align: center;"><b>政府が審査承認する投資プロジェクト目録</b>  (2004年版)</p>	<p style="text-align: center;"><b>政府が審査承認する投資プロジェクト目録</b>  (2013年版)</p>
---	---

## 十二、外商投資

「外商投資産業指導目録」中の総投資（増資を含む。）が1億米ドル以上の奨励類、許可類プロジェクトについては、国家発展・改革委員会が審査承認する。

「外商投資産業指導目録」中の総投資（増資を含む。）が5,000万米ドル以上の制限類プロジェクトについては、国家発展・改革委員会が審査承認する。

国が定める限度額以上で、投資が制限され、及び割当、許可証管理にかかわる外商投資企業の設立及びその変更事項；大型外商投資プロジェクトの契約、定款及び法律が特別に定める重大変更（増資・減資、持分転換、合併）事項については、商務部が審査承認する。

上記プロジェクト以外の外商投資プロジェクトについては、地方政府が関係法規に従い審査承認手続をする。

（注：「外商投資プロジェクト審査承認権限下級委譲業務を適切にすることに関する国家発展改革委の通知」の関連規定により、上記の審査承認権限を下級委譲したことがある【1】。）

## 十二、外商投資

「外商投資産業指導目録」中の中国側の持分支配（相対的な持分支配を含む。）が要求される総投資（増資を含む。）が3億米ドル以上の奨励類プロジェクト、総投資（増資を含む。）が5,000万米ドル以上の制限類プロジェクト（不動産は含まない。）については、國務院投資主管部門が審査承認する。「外商投資産業指導目録」制限類中の不動産プロジェクト及び総投資（増資を含む。）が5,000万米ドルを下回るその他の制限類プロジェクトについては、省級政府が審査承認する。

「外商投資産業指導目録」中の中国側の持分支配（中国側の相対的な持分支配を含む。）が要求される総投資（増資を含む。）が3億米ドルを下回る奨励類プロジェクトについては、地方政府が審査承認する。

前項の規定以外の本目録第一条から十一条に掲げるプロジェクトに属するものについては、本目録第一条から第十一条の規定に従い審査承認する。

外商投資企業の設立及び変更事項は、現行の関係規定に従い、商務部及び地方政府が審査承認する。

<sup>1</sup> 「外商投資プロジェクト審査承認権限下級委譲業務を適切にすることに関する国家発展改革委の通知」（発改外資[2010]914号、2010年5月4日施行）第1条：審査承認権限を下級へ委譲する。従来は我が発展改革委員会が審査承認していた「外商投資産業指導目録」中の総投資（増資を含む。）が3億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトのうち、「政府が審査承認する投資プロジェクト目録」で國務院の関係部門が審査承認する必要があると定めているものを除き、省級の発展改革委員会が審査承認する。



## 【新政策の下での外商投資プロジェクト管理方式】

新目録の規定により、「外商投資産業指導目録」中で区分されている奨励類、許可類、制限類のプロジェクト類別に従い、そのプロジェクト管理方式（審査承認制又は届出制を執行）及び権限等の要点は、以下のとおりです。

プロジェクト類別	NO.	プロジェクト内容	管理方式	権限区分	審査承認/届出部門
「外商投資産業指導目録」奨励類、許可類プロジェクト	①	中国側の持分支配（中国側の相対的な持分支配を含む。）が要求される奨励類プロジェクト	審査承認制	総投資（増資を含む。）が3億米ドル以上	国務院投資主管部門
				総投資（増資を含む。）が3億ドルを下回る	地方政府
	②	「新目録」第一条から第十一条に掲げる奨励類、許可類に属するその他のプロジェクト	審査承認制	「新目録」に掲げる具体的な要求による	「新目録」に掲げる具体的な要求による
	③	上記①、②に掲げる奨励類、許可類に属さないプロジェクト	届出制	総投資額を区分しない	地方政府【 <sup>2</sup> 】

<sup>2</sup> 「投資体制改革に関する国務院の決定」（国発[2004]20号、2004年1月16日施行）第2条第(3)項：届出制を整備する。「目録」以外の企業投資プロジェクトについては、届出制を執行し、国に別段の定めのあるものを除き、企業が属地原則に従い、地方政府の投資主管部門へ届け出る。届出制の具体的な実施弁法は、省級人民政府が自ら制定する。国務院投資主管部門は、届出業務に対して指導及び監督を強化し、届出の名目をもって形を変えた審査承認を防止しなければならない。

「外商投資産業指導目録」制限類プロジェクト	①	非不動産制限類プロジェクト	審査承認制	総投資（増資を含む。）が5,000万米ドル以上	国務院投資主管部門
				総投資（増資を含む。）が5,000万米ドルを下回る	省級政府
制限類プロジェクト	②	不動産制限類プロジェクト	審査承認制	総投資額を区分しない	省級政府

### 【政策変化の主な注目点】

新目録の主な変化は、外商投資不動産プロジェクトに対する管理方式の変更にあります。旧目録の要求に従い、許可類、制限類の外商投資不動産プロジェクトについては、総投資額により区分された権限に従い、一律に審査承認制度を実行します。新目録の公布後、外商投資不動産プロジェクトについては、「外商投資産業指導目録」中の制限類に組み込まれた投資プロジェクト【<sup>3</sup>】に限り、審査承認制を実行します。また、上記プロジェクトの審査承認権限は、国務院投資主管部門から省級政府へ委譲され、今後、国務院投資主管部門は外商投資不動産プロジェクトについては審査承認を行いません。「外商投資産業指導目録」中の制限類に組み込まれていないその他の投資プロジェクトは、「新目録」の第一条から第十一条に掲げる審査承認プロジェクトに属さないため、統一して届出制を実行し管理を行います。届出権限の区分について、「投資体制改革に関する国務院の決定」の関連規定により届出制を実行するプロジェクトについては、国に別段の定めがある場合を除き、属地原則に従い、地方政府投資主管部門へ届け出なければなりません。

上記の政策の変化は、外商投資不動産プロジェクトを地方政府へ委譲して管理させ、かつ、非制限類の外商投資不動産プロジェクトについては徐々に国民待遇の原則を実施するという政府の政策動向を反映しているものです。この政策の変化は、国内企業投資による不動産プロジェクトと外商投資による不動産プ

<sup>3</sup> 「外商投資産業指導目録（2011年）」において、外商投資を制限する不動産プロジェクトは、①土地の広域一括開発（合併企業、合作企業に限る。）、②高級ホテル、高級オフィスビル及び国際コンベンションセンターの建設及び経営、③不動産二級市場貿易及び不動産仲介又は仲立会社、です。

プロジェクトの管理方式が長期にわたって異なっていた【4】ことにより引き起こされた、建設用地への投資及びプロジェクト開発段階における不公平な現状を解決することになると思われます。

## 弊所の声明

本速報は、弊所のクライアントを含むがこれに限らない第三者に対して最新の法律面での情報を提供するためにのみ使用されるものとし、かつ、効力を有する法律意見書ではない。弊所の発行する正式な法律意見書の確認を経ずに、本件速報の内容を、会社の方策決定を含むがこれに限らない特定の状況下で有効な法的根拠として引用してはならない。



---

<sup>4</sup> 旧目録の規定により、国内企業投資による不動産プロジェクトの管理方式は届出制度であり、外商投資による不動産プロジェクトの管理方式は審査承認制度です。